

③

令和 2 年 6 月

第 4 回徳島市議会定例会議案

(条 例 議 案)

目 次

	ページ
議案第 5 6 号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1
議案第 5 7 号 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	2
議案第 5 8 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	3
議案第 5 9 号 徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1 0
議案第 6 0 号 徳島市道の構造の基準等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1 2
議案第 6 1 号 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1 4
議案第 6 2 号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて ……………	1 6
議案第 6 3 号 徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1 9
議案第 6 4 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	2 0

議案第 6 5 号	徳島市危機事象対策推進基金条例を定めるについ て	2 2
-----------	-----------------------------------	-----

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月11日提出

徳島市長 内藤 佐和子

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和28年徳島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「（公営企業の管理者のうち、交通局長については、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額）」を削る。

附則第5項中「平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間、公営企業の管理者のうち交通局長の給料月額については、第3条の規定による額から、当該額に100分の7」を「令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、副市長、公営企業の管理者（医師である病院事業の管理者を除く。）、教育長及び常勤の監査委員の給料月額については、第3条の規定による額から、当該額に100分の10」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市手数料条例の一部を改正する条例
徳島市手数料条例（昭和 44 年徳島市条例第 7 号）の一部を次のように改正
する。

別表の交付の部通知カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月11日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 徳島市市税賦課徴収条例（昭和25年徳島市条例第23号）の一部を
次のように改正する。

第57条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第57条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第59条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、現所有者の住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第59条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が第57条の4の規定により」に、「においては」を「には」

に改める。

附則第7条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第8条第1項、第10条、第11条及び第11条の3第1項中「又は法」を「又は」に改める。

第2条 徳島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第77条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第77条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の右に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第3条 徳島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第29条の3中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第32条の2第1項第1号中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、

その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第12条第1項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第12条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第4条 徳島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第77条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

第5条 徳島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第13条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第2号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第3号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改め、同条第6号中「によつて」を「により」に改める。

第19条第3項中「規定する収益事業」の右に「（以下この項及び第28条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第28条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第35条の7第10項から第12項まで」を「第35条の7第9項から第16項まで」に改める。

第28条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」

に改める。

第35条の7第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第

75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第35条の8第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第35条の9第4項から第6項までを削る。

附則第4条の2第2項及び附則第4条の2の2第1項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第3条並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第4条及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第5条及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の徳島市市税賦課徴収条例（以下「3年1月新条例」という。）附則第4条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 3年1月新条例第20第1項（第2号に係る部分に限る。）、第29条の3及び第32条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る3年1月新条例第32条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第19条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 第5条の規定による改正後の徳島市市税賦課徴収条例の規定中法人の

市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 第1条の規定による改正後の徳島市市税賦課徴収条例第57条の4の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

徳島市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年徳島市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし，第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 9 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
第 2 条第 2 項を削る。

附則第 2 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め，「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，附則第 2 条の改正規定は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の徳島市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 条の

規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

徳島市道の構造の基準等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市道の構造の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月11日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市道の構造の基準等に関する条例の一部を改正する条例

徳島市道の構造の基準等に関する条例（平成25年徳島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の右に「，自転車通行帯」を加え，同条第5項中「の車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には，車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては，停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には，安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては，車道の左端寄りに自転車通

行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の右に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の右に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条中「第9条」の右に「，第9条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和 3 7 年徳島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「における」を「（附則第 1 条の 3 第 5 項及び第 6 項において単に「事故発生日」という。）における」に改める。

第 8 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 6 万 5， 1 5 0 円」を「1 6 万 6， 9 5 0 円」に改め，同項第 2 号中「7 万 7 9 0 円」を「7 万 2， 9 9 0 円」に改め，同項第 3 号中「8 万 2， 5 8 0 円」を「8 万 3， 4 8 0 円」に改め，同項第 4 号中「3 万 5， 4 0 0 円」を「3 万 6， 5 0 0 円」に改める。

附則第 1 条の 3 第 5 項及び第 6 項中「1 0 0 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

6, 198 円	7, 955 円	9, 580 円
5, 225 円	6, 203 円	6, 880 円

を

「

6, 245 円	8, 003 円	9, 608 円
5, 263 円	6, 240 円	6, 900 円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の2第2項の規定は，令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し，同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については，なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表の規定は，平成31年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，その他の公務災害補償の補償基礎額については，なお従前の例による。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例を定めるについて

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(徳島市公共下水道事業条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞
金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を
「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め，「（以下この項において「
特例基準割合適用年」という。）」を削り，「当該特例基準割合適用年」を
「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 徳島市公共下水道事業条例（昭和 3 7 年徳島市条例第 2 3 号）附則第 8
項
- (2) 税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 3 9 年徳島市条例第
7 4 号）附則第 4 項
- (3) 徳島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 6 年徳島市
条例第 2 5 号）附則第 4 項

(徳島市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 徳島市国民健康保険条例（昭和 3 8 年徳島市条例第 4 2 号）の一部を
次のように改正する。

第11条第1項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（徳島市介護保険条例の一部改正）

第3条 徳島市介護保険条例（平成12年徳島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号ア中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第9条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の徳島市公共下水道事業条例附則第8項の規定、税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例附則第4項の規定及び徳島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の規定、第2条の規定による改正後の徳島市国民健康保険条例附則第6条の規定並びに第3条の規

定による改正後の徳島市介護保険条例附則第9条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例

徳島市民病院事業条例（昭和 3 9 年徳島市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	初診料保険外併用療養費特別料金 （初診時において他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）の当該初診に係る料金をいう。）	1 件につき	2,610 円	を
	」				

」	「	初診料保険外併用療養費特別料金 （初診時において他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）の当該初診に係る料金をいう。）	1 件につき	5,500 円	に改める。
	」	再診料保険外併用療養費特別料金 （他の病院（病床数が 2 0 0 床未満のものに限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、受診した場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）の当該受診に係る料金をいう。）	1 件につき	2,750 円	

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるにつ
いて

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月11日提出

徳島市長 内藤 佐和子

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償条例（昭和38年徳島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第4条の2第5項第2号及び第6項並びに第5条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

「

12,400円	13,300円	14,200円
10,600円	11,500円	12,400円
8,800円	9,700円	10,600円

」

を

「

12,440円	13,320円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円
8,900円	9,790円	10,670円

」

に改め、同表備考中「死亡若

しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

徳島市危機事象対策推進基金条例を定めるについて
徳島市危機事象対策推進基金条例を次のように定める。

令和2年6月11日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市危機事象対策推進基金条例

(設置)

第1条 本市における危機事象に関する予防、応急対策、復旧等に係る事業を推進するため、徳島市危機事象対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は、前項の積み立てる額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する事業の経費に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期

間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。